

# 入札・契約制度に係る改善措置の状況

資料No. 4

※沢田委員長提供資料に基づく長岡市の状況(H31.4.12)

改善措置の具体例		長岡市の実施状況等	
<b>入札・契約手続の改善</b>		○:実施済(代替措置を含む) △:一部実施 ×:未実施	
1	入札、契約に関する第三者による監視機関の設置	○	第三者の監視機関なし。長岡市監査委員が定期的に監査実施。4月から監査委員事務局が入札監視担当班と外部アドバイザー新設による監視強化
2	指名競争入札の原則廃止ないし縮小、一般競争入札の拡大	○	H18年度から一般競争入札を拡大
3	電子入札システムの導入	○	H18年度から導入済み
4	ランク制の廃止、緩和	△	土木、建築等の工事でランク制を導入。安全安心工事はランク制なし
5	JV条件の廃止、または緩和(混合方式[単独事業者も参加できる]の導入)	△	3億円以上の規定を1億円以上の工事に緩和して、JV条件を設定
6	最低制限価格の撤廃、低入札価格調査制度の導入	○	130万円以上の工事で最低制限価格を設定し、低入札価格調査制度は、総合評価方式の工事で導入
7	多様な入札制度の導入(総合評価方式、PFI方式等)	○	総合評価方式は、年間2件程度発注。PFI方式は今年度1件発注予定
<b>制裁の強化</b>			
1	指名停止期間の延長	○	悪質性等により期間延長を実施
2	入札参加資格の取消	○	制度あり。事例なし
3	損害賠償条項の契約書への挿入	○	長岡市建設工事請負基準約款で規定済み
4	損害賠償請求の実行、請求に応じない場合の訴訟	○	損害賠償請求の事例なし
<b>予防措置</b>			
1	現場説明会(「現説」と呼ばれる)の廃止	○	入札前の現場説明会は実施していない。
2	電子入札システムの導入(再掲)	○	H18年度から導入済み
3	履行保証制度の見直し(工事完成保証人制度の廃止、新たな履行保証体系への移行)	○	長岡市建設工事請負基準約款を改正済み
4	組織内部における内部規則の見直し、職員への周知徹底	○	副市長と工事関係部長で構成する長岡市建設工事入札参加資格等審査委員会で制度を見直し後、HP等で周知徹底済み
5	入札に関する情報管理の徹底	○	・工事検査監が工事価格を審査しない制度に改正 ・工事価格等の機密情報を発注担当課と契約検査課以外見れないように執行伺いを管理 ・契約検査課内の書類とPCを見れないように視覚を遮断する目隠しの設置 ・2月14日付けで暫定措置として次のことを実施 最低制限価格の算定式の公表 設計書で一部非公表としてきた数量を公表
6	事業者による発注課への営業の禁止	○	業者が事務室内に入らないように、掲示板で周知
7	退職職員の関連企業への再就職の禁止、自粛要請	○	再就職の禁止等を実施していないが、OBとして特別扱いはしていない。
<b>発見の促進</b>			
1	内部通報制度の整備	○	H18年度から導入済み。4月からコンプライアンス課を新設し強化
2	違反行為発見者の通報義務	○	公益通報制度の中で対応可能
3	談合通報者への指名停止期間の減免	—	指名停止期間の減免の実例なし
<b>一般競争入札の拡大に伴う弊害の防止</b>			
1	電子入札システムの導入(再掲)	○	H18年度から導入済み
2	工事实績情報システム(CORINS)、測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)の活用	○	コリンズの情報システムを活用済み
3	入札ボンド制度の導入	○	適正な業者のみ入札参加登録を認めているため、入札保証金は免除している。